14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと。

⑸　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。同種工事とは、建築工事（工事内容は問わない）で、次に掲げる㋑から㋩の要件を全て満たす工事とする。

㋑　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

㋺　階数　地上５階以上

㋩　工事延べ面積：3,000㎡以上

ただし、上記㋑から㋩まではすべて同一建築物の実績であること。また、㋑については主たる構造種別である場合とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑹②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑹①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書等」をもって入札を行い、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は下記３⑶①②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高33点を与える。施工体制評価点は、下記３⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記３⑶①②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記３⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進

㋑　ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

㋑　総合的なコスト

㋺　社会的要請

③　工事全般の施工計画

④　企業の施工体制

㋑　品質確保の実効性

㋺　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学　担当部署名　施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和３年11月12日（金）から令和３年12月１日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。

大阪大学ホームページにて交付する。（大阪大学トップページ＞大学案内＞公表事項＞調達関係＞工事一覧）

①　パスワード依頼フォームに必要事項を入力して送信すること。

②　メールを受信後、２営業日以内に、パスワードをメールにて返信する。

パスワード依頼フォームによる送信は、②の期間を考慮のうえ、４⑶の期間内に申請書及び資料を提出できるように、余裕をもって行うこと。

入札説明書及び図面等（入札時返却不要）の交付に当たっては無料とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和３年11月12日（金）から令和３年12月１日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記４⑴に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　入札書の提出期限は、令和４年１月14日（金）正午まで。

紙により入札書を提出する場合、提出場所は、上記４⑴と同じとする。

②　開札は、令和４年１月17日（月）10時30分。

国立大学法人大阪大学本部棟１階入札室にて行う。